



連載

# 法廷における手錠腰縄問題、 正面からの即時見直しを

## 第4回

### 法廷における手錠腰縄を、被告人や傍聴人はどのように感じるのか

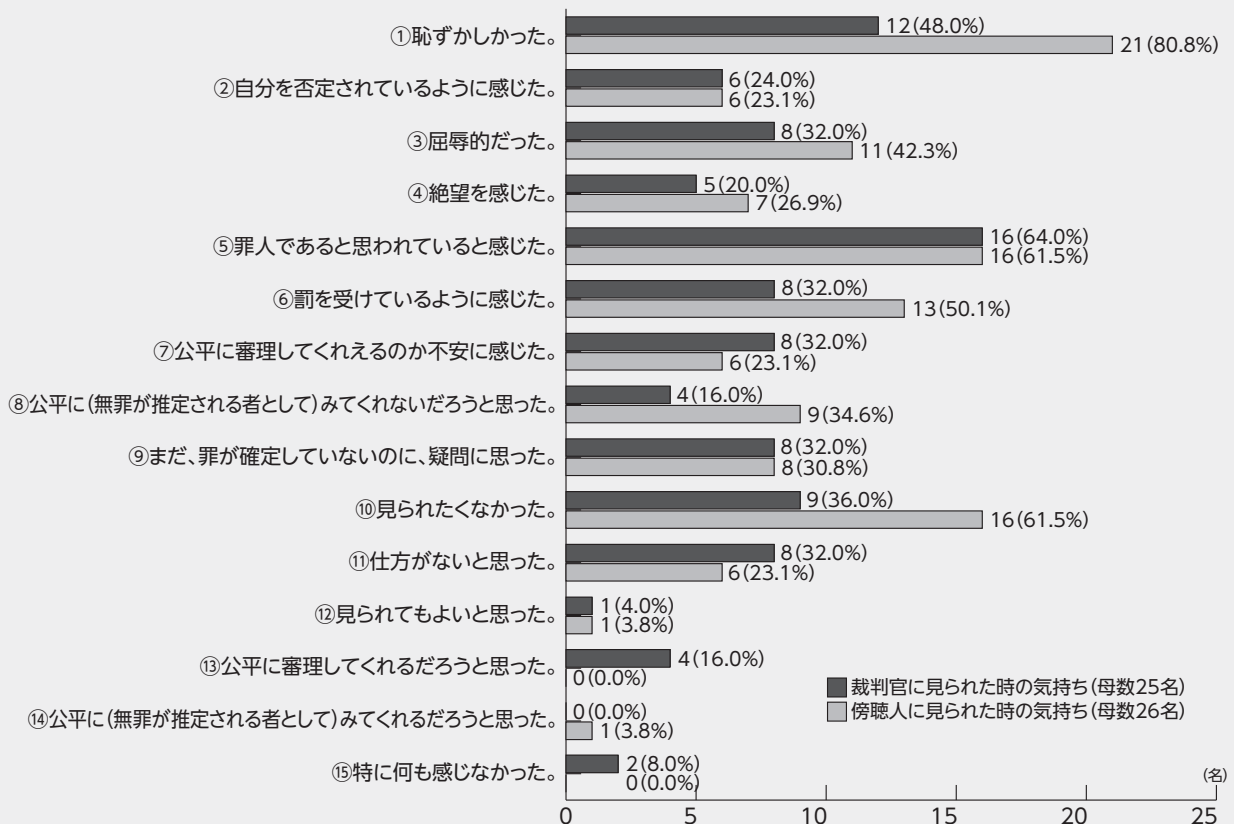
法廷内手錠腰縄問題プロジェクトチーム 副座長 宮本 亜紀

PT起ち上げ当初、全会員アンケートにご協力いただいた。回答数80と多くはない中で、「手錠腰縄を止めた方が良い」という意見が84%で、関心を持たれているからこそその回答だと感じられたが、「勾留中であるから仕方ない」との意見も12%あり、回答されなかった方も、そう思われている方も多いのではないかと感じた。実際にPTのベテラン会員でも、「これまでこの問題に気付かなかった」、「刑事法廷において『見慣

れた光景』と見逃していた」と言う方も複数おられる。

私自身は、刑事事件の経験数も多くない中で、被告人の心情を察する余裕はなく、被告人の入廷から解錠までの短時間では、被告人が落ち着いているか、接見室で話したように法廷でも話ができるかと心配し、被告人の顔色を伺うだけであった。大学生の時に初めて傍聴席から見た被告人の手錠腰縄姿は、うなだれて背中を丸めて身を縮こませていて、痛ましさを感じた。

【図表1】[被告人アンケート]法廷内で手錠・腰縄を裁判官・傍聴人に見られた時の気持ちについて(複数回答可)



⑮実際のアンケートでは本質問の前に「あなたは、法廷内で、手錠腰縄姿を誰に見られましたか」の問いがあり、「裁判官に見られた」に回答した方が25名、「傍聴人に見られた」と回答した方が26名であった。

今もその感覚はあるものの、それをすぐさま止めるよう立ち上がる人権感覚を持ち合わせなかった。

本稿は、法廷における手錠腰縄問題に関する連載の4回目である。1回目でベテラン弁護士の感覚に伴ってPT発足の経緯（2017年7月号）、2回目で元裁判官の感覚（2017年9月号）、3回目で元検察官の感覚（2017年11月号）が語られた。今回は、PT等で行った被疑者・被告人と傍聴人に対するアンケート結果を報告する。

## 1. 被告人に対するアンケート調査報告

調査期間は2015年10月～2017年10月16日、回答者は26名であった。アンケート用紙を刑事当番セットに封入し、刑事弁護経験のある多方面にお願いしたが、係属中の事件では、接見室で聴き取る暇がなかなかなく、差し入れても意義を深く理解してもらえないと積極的な回答が得られなかったり、過去の事件で未だ連絡が取れる元被告人の方が少なかったりして、なかなか回答数を増やすのに苦労した。

結果は、【図表1】のとおりである。

(1) 対裁判官についての感想は、[1位] 罪人であると思われていると感じた（64.0%）、[2位] 恥ずかしかった（48.0%）、[3位]（裁判官といえども）見られなくなかった（36.0%）、その一方で、「仕方ないと思った」「見られても良いと思った」も合わせて36.0%、[4位] 屈辱的だった、罰を受けているように感じた、公平に審理してくれるか不安に感じた、まだ罪が確定していないのに疑問に思った（32.0%）であった。

理由の自由記述にも「裁判官にも先入観が生まれると思う」とあったことから、この結果には、裁判の公平性に対する不信感が表れていると考えられる。裁判官がいくら「自分はプロであるから先入観を持たない」と言ったとしても、被告人の立場からしてみれば、疑わしいのであろう。確かに、犯罪の疑いを掛けて厳しく取り調べる捜査機関と対峙した後、裁判所では、公平に、被告人と

弁護人の意見を聞いてくれると期待したのに、最初から手錠腰縄姿を見られてしまうと、犯罪者扱いに変わりがないと感じることはあるだろう。

さらに、裁判官に見られたくない理由の自由記述に、「言いたいことが言えなくなる。自分の言いたいことを聞いてくれないように感じ、言うことを諦める。被告人質問の途中で止めてしまったこともある。弁護人にも『もういい』と言った。」という回答があった。これは、刑事訴訟法287条が、当事者の一方である被告人に自由な防御活動を保障し、手続の公正さを担保するため、公判廷における身体不拘束の原則を定めているのに、開廷宣言前は「公判廷」ではないという解釈での現行運用によって、その趣旨が没却されているのである。

(2) 対傍聴人についての感想は、[1位] 恥ずかしかった（80.8%）、[2位] 罪人であると思われていると感じた、見られなくなかった（61.5%）、[4位] 罰を受けているように感じた（50.0%）であった。

更に、手錠腰縄姿を誰に見られたくないかの問いには、[1位] 家族・恋人・知人である傍聴人（25名、96.2%）、[2位] それ以外の傍聴人（12名、46.2%）であった。理由の自由記述にある「母は大きなショックを受けた」「信じている家族の気持ちを踏みにじるシステムだと思う」「辛い思いをさせる」という記載は、当事者のとても素直な心情であろうと考える。短時間であっても、手錠腰縄姿が目には焼き付くものだからだ。

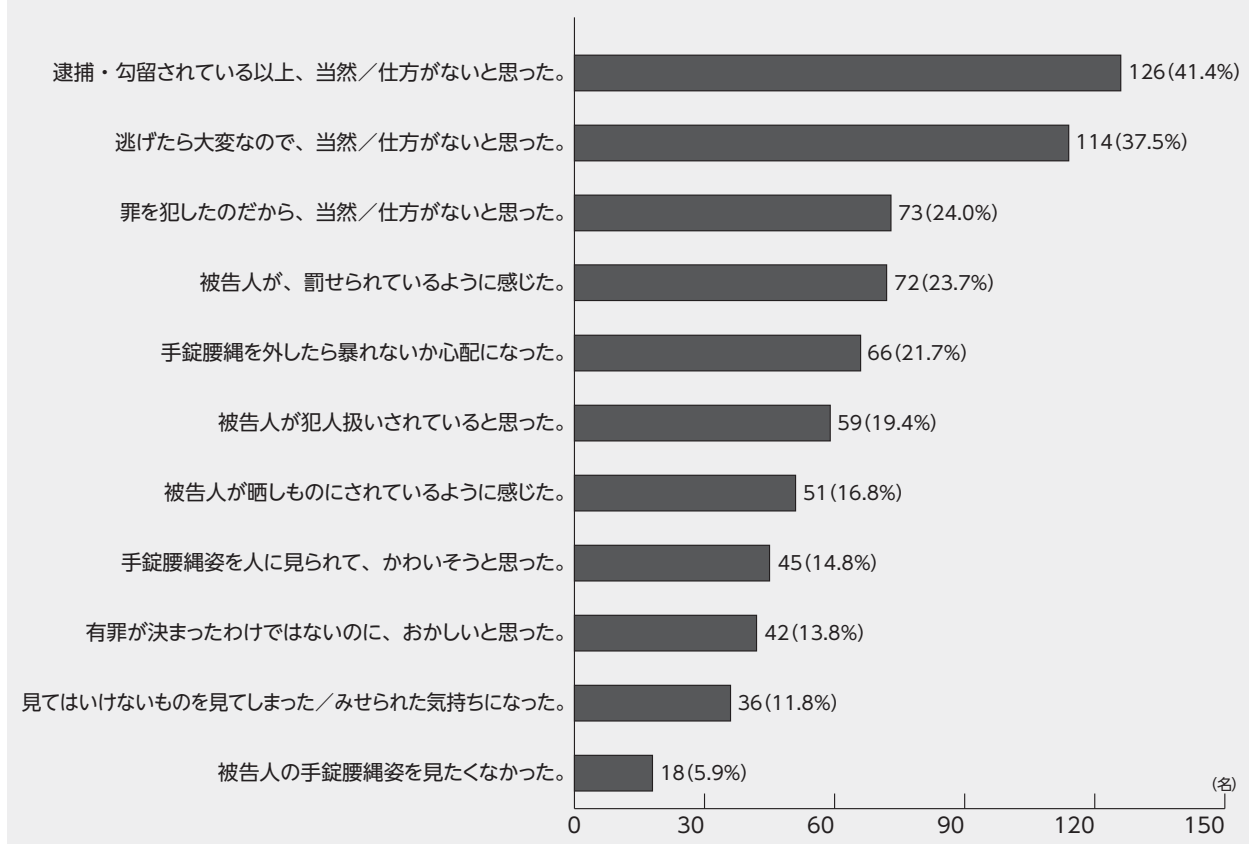
## 2. 傍聴人に対するアンケート調査報告

調査期間は、2017年4月～同年10月16日、回答者は、傍聴経験のある市民、授業の一環で傍聴した大学生・法科大学院生、法律事務職員、修習生で、回答者数は304名であった。

結果は、【図表2】のとおりである。

傍聴人の感想は、[1位] 逮捕・勾留されている以上、当然/仕方ないと思った（41.1%）、[2位] 逃げたら大変なので、当然/仕方ない（37.5%）。このほ

【図表2】[傍聴人アンケート]被告人を見た第一印象(複数回答可)



か、[5位]手錠腰縄を外したら暴れないか心配になった(21.7%)であるが、これに対しては、開廷後はずっと手錠腰縄が外されるのであるから、入退廷時の短時間だけ拘束される理由にはならず、誤解があるのではないかと考えられる。

そして、[3位]罪を犯したのだから、当然/仕方ないと思った(24.0%)については、無罪推定の原則が理解されていないか、99.9%の有罪率の先入観があると考えられる。その一方で、「有罪が決まったわけではないのに、おかしいと思った」(13.8%)もあった。

さらに、[4位]被告人が罰せられているように感じた(23.7%)、被告人が「犯人扱いされている」「晒しものにされている」「人に見られてかわいそう」「見てはいけないものを見てしまった」との回答も約10~20%あり、被告人の心情に心寄せた素直な回答だと考える。特に「晒し者」については、日本・世

界の刑罰史からも、罪人の名誉や社会的地位を奪うことと、地域に刑罰効果を浸透させる目的で、晒し場や引廻しの「晒刑」があったことの影響も大きいと考える。刑罰が確定する前に受ける社会的制裁について、心から反省している被告人の心情、社会復帰への影響、弁護人としての情状立証との関係等、深く考えさせられた。

以上、その他の回答と詳細な分析については、第33回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム(2017年12月1日)第1分科会『ストップ!法廷内の手錠・腰縄』資料をご覧ください。

■研修会のご案内

3月13日(火)18:00~ 大阪弁護士会館にて  
『個別事件での法廷内の手錠腰縄の使用を  
止めさせる申入書活用方法  
~海外での使用状況の報告を交えて』